

濃尾用水地区

犬山頭首工本川水門設備点検整備工事

特 別 仕 様 書

東海農政局

木曽川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考															
第1章 総 則	濃尾用水地区犬山頭首工本川水門設備点検整備工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書（令和6年3月22日改正）（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																
第2章 工事内容																	
1. 目 的	本工事は、犬山頭首工の機能維持のため木曽川本川に設置してある水門設備について点検整備工事を行うものである。																
2. 工事場所	愛知県犬山市大字犬山字北古券及び岐阜県各務原市鷺沼小伊木町地内																
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th><th>数量</th><th>点検整備対象設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水吐制水門2号</td><td>1門</td><td>開閉機・機側操作盤</td></tr> <tr> <td>洪水吐制水門3号</td><td>1門</td><td>開閉機・機側操作盤・油圧シリンダ</td></tr> <tr> <td>洪水吐制水門4号</td><td>1門</td><td>開閉機・機側操作盤・油圧シリンダ</td></tr> <tr> <td>洪水吐制水門5号</td><td>1門</td><td>扉体・戸当り・開閉機・機側操作盤</td></tr> </tbody> </table>	施設名称	数量	点検整備対象設備	洪水吐制水門2号	1門	開閉機・機側操作盤	洪水吐制水門3号	1門	開閉機・機側操作盤・油圧シリンダ	洪水吐制水門4号	1門	開閉機・機側操作盤・油圧シリンダ	洪水吐制水門5号	1門	扉体・戸当り・開閉機・機側操作盤	
施設名称	数量	点検整備対象設備															
洪水吐制水門2号	1門	開閉機・機側操作盤															
洪水吐制水門3号	1門	開閉機・機側操作盤・油圧シリンダ															
洪水吐制水門4号	1門	開閉機・機側操作盤・油圧シリンダ															
洪水吐制水門5号	1門	扉体・戸当り・開閉機・機側操作盤															
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。																
5. 施工範囲	本工事の施工範囲は、別添図面に示す範囲とする。																
第3章 施工条件																	
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は、雨天、休日等月当たり標準14日を見込んでいる。 なお、休日等は土曜日、日曜日、祝祭日及び夏季休暇（3日間）並びに年末年始（6日間）である。																
2. 工程制限	濃尾用水犬山頭首工管理規程における洪水流量（600m ³ /s）を超えるおそれがある場合は、監督職員の指示のもと速やかに作業を終了し、現場内に機材が無いよう撤収しなければならない。																
3. 防災体制	受注者は工事着手前に防災体制を確立し、監督職員に提出するものとする。 なお、防災体制とは、気象予報等（河川管理者の情報）を的確に把握すると共に、特に河川水位（流量）の上昇に係る防災対策を検討し十分注意して施工するものとする。																
4. その他	事故防止のため作業着手時及び退去時には、必ず犬山頭首工管理所操作室（以下「操作室」という。）に連絡をすること。																
第4章 現場条件																	
1. 関連工事	受注者は、次に示す項目について関連工事の受注者と連絡を密にとり、施工しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連工事</th><th>期 間</th><th>調整項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬山頭首工洪水吐制水門5号塗装他工事</td><td>令和6年9月～ 令和7年1月</td><td>洪水吐制水門5号に係る点検工程</td></tr> </tbody> </table>	関連工事	期 間	調整項目	犬山頭首工洪水吐制水門5号塗装他工事	令和6年9月～ 令和7年1月	洪水吐制水門5号に係る点検工程										
関連工事	期 間	調整項目															
犬山頭首工洪水吐制水門5号塗装他工事	令和6年9月～ 令和7年1月	洪水吐制水門5号に係る点検工程															
2. 点検整備	点検整備に当たって、制水門を稼働させ行う点検項目については、開度30cm以内とし、点検方法及び日程を監督職員と調整するものとする。																
3. その他	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。																
第5章 提出図書等	提出図書はA4版とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数を作成し																

項 目	内 容	備 考
第6章 点検整備等 1. 構造一般	監督職員に提出するものとする。 点検整備報告書 1部 点検整備対象の制水門の構造については、次のとおりである。 1. 本川水門設備 (1) 洪水吐制水門2号 1) 扉 体 形 式 鋼製ローラゲート（シェル構造） 2) 開閉装置形式 ワイヤロープウィンチ式（1電動機1ドラム式） 3) 寸 法 純径間 30.0m 有効高 4.0m (2) 洪水吐制水門3号及び洪水吐制水門4号 1) 扉 体 形 式 鋼製ローラゲート（起伏ゲート付シェル構造） 2) 開閉装置形式 上段扉：油圧シリンダ式 下段扉：ワイヤロープウィンチ式 （2油圧モータ2ドラム式） 3) 寸 法 上段扉：純径間 30.0m 有効高 1.3m 下段扉：純径間 30.0m 有効高 2.7m (3) 洪水吐制水門5号 1) 扉 体 形 式 鋼製ローラゲート（シェル構造） 2) 開閉装置形式 ワイヤロープウィンチ式 （1油圧モータ1ドラム式） 3) 寸 法 純径間 30.0m 有効高 2.5m	
2. 点検内容	点検内容については、別添1の「ゲート点検要領」により行うものとする。 なお、設備においては別添2「不具合一覧」に示す不具合が確認されており、この原因について推定し対処方針並びに対処迄の応急的な対応について記載すること。	
3. 整備内容	(1) 整備は、当該ゲートが全閉状態において実施するものとする。 (2) 整備にあたって予備品を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。	
4. 作業の留意点	本工事の実施に際し特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 本工事の履行に当っては、当該機械設備の機能、構造等に精通し、かつ、点検・整備に十分な知識と経験を有するものを派遣し行うものとする。 (2) 点検整備期間中に新たな不具合、故障等を発見した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。 なお、応急処置及びその後の対処手法等について、監督職員と協議するものとする。	
第7章 貸与資料等	(1) 資料名 ・濃尾用水（一期）地区 犬山頭首工補修その2工事 完成図書 ・濃尾用水（一期）地区 犬山頭首工補修その4工事 完成図書 (2) 貸与期間 契約締結日から完成検査日まで (3) 貸与及び 返納場所 東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所 犬山頭首工管理所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。	

項 目	内 容	備 考
第8章 施工管理 1. 主任技術者等の資格 2. 施工管理 3. 工事写真における黒板情報の電子化について	主任技術者 建設業法第7条の2項イ、ロ又はハに該当するものであること。 施工管理は別添「ゲート点検要領」による他、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」（令和4年3月31日改正）及び共通仕様書）によるものとする。 なお、これに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。 （1）使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 （2）機器等の導入 1）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 （3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1）受注者は、（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2）本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3）黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。 4）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 （4）写真の納品 受注者は、（3）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果	

項 目	内 容	備 考
第9章 条件変更の 補足説明	を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の点検・整備記録、報告書等の技術管理上必要な資料の作成及び打合せ等に要する費用に含まれる。 本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 木曽川河川状況より監督職員の指示のもと必要な措置を講じた場合。 (2) 不可抗力に係るもの。 (3) 法・基準の改正に係るもの。 (4) 第三者との協議等による変更があった場合。 (5) その他本仕様書に定めないもの。	
第10章 その他 1. 契約後 VE 提案	1) 定義 「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 (2) VE 提案の意義及び範囲 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。 ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 ②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 (3) VE 提案書の提出 1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合は、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由 ②VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。） ③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 ④発注者が別途発注する関連工事との関係 ⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱に関する事項 ⑥その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。	

項 目	内 容	備 考
2. 電子納品 3. ワンデーレスポンス実施に関する事項	(4) VE 提案の適否等 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書工事関係書類様式（様式－6）の様式 5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 (5) VE 提案書の使用 発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。 (6) 責任の所在 発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。 本工事は、共通仕様書第 1 章第 1 節 1－1－2 8 に基づく電子納品の提出の対象としないものとする。 「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。 ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。	

項 目	内 容	備 考
4. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。 (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図られるよう、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 (2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時、新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 (3) 設計変更確認会議 工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が工期、設計変更内容等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 (4) 建設コンサルタントの出席 上記（1）、（2）及び（3）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 (5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。	
5. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 1) 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 2) 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地	

項 目	内 容	備 考
第 12 章 定めなき事項等	上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 （5）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 （6）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 補正値（％）＝ 真夏日率 × 補正係数※ ※ 補正係数：1.2 （1）契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項があっても構造、機能上当然必要と認められる軽微な整備については、受注者の負担により処理するものとし、処理後監督職員に報告するものとする。 また、上記以外の必要と考えられる整備については、必要に応じ監督職員と協議するものとする。 （2）調査、試験、検査等のため発注者が作業の一時中断等の協力を求めた時は、受注者はこれに応じなければならない。 （3）この仕様書に定めなき事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

濃尾用水地区

犬山頭首工本川水門設備点検整備工事

工 事 数 量 表

東海農政局

木曽川水系土地改良調査管理事務所

工 事 数 量 表

[illegible]

頭首工本川水門設備 ゲート点検要領

洪水吐制水門2号 ゲート点検要領

開閉機点検項目

装置区分	点検項目	点検内容	判断の基準	点検方法	備考
全般	全 般	外 観	操作室内、開閉装置に障害物(棒、板、工具等の小物等)がないこと。 ひどい汚れ、異物の付着がないこと。	目視	
		腐食状態	目視で錆が見当たらなければよい。	目視	
電動機	電動機	電流値	通常の電流値に比べ大幅な変動がなければよい。 電動機銘板の定格電流値以下であればよい。 (定格電流値:洪水41A、土砂吐16A)	目視	
		電圧値	起動時または作動時の電圧が定格電圧の±10%以内であればよい。(定格電圧値:200V)	目視	
		ブレーキ作動状況	作動がスムーズであればよい。 油圧押し上げ式ブレーキを手動開放して、巻下運転⇒停止を行い、停止釦を押した後、瞬時(0.1～0.5秒程度)で停止すればよい。	目視・調整	
		過熱	異常な発熱がなければよい。(指触できる程度ならよい)	触診	
		振動	振動がなければよい。	触診	
		異音(音響)	異常な音がなければよい。	聴覚	
		絶縁抵抗	1MΩ以上ならよい。	測定	
		接触抵抗	100Ω以下ならよい。	測定	
	取付ボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視・打診	
減速機	減速機	振動	異常な振動がなければよい。	触診	
		過熱	異常な発熱がなければよい。(指触できる程度ならよい)	触診	
		異音(音響)	異常な音がなければよい。	聴覚	
	潤滑油	油量	停止状態で規定量をオイルゲージで確認できればよい。	目視	
	取付ボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視、打診	
制動装置	油圧押し上げブレーキ	作動状況	作動がスムーズであればよい。 電動機内臓のブレーキを手動開放して、巻下運転⇒停止を行い、停止釦を押した後、瞬時(0.1～0.5秒程度)で停止すればよい。	調整	
		油量	油圧押し上機の油が規定内であればよい。	目視	
		汚れ	油、ごみ等の汚れ(特に制動部)がなければよい。	清掃	
	ライニング (電動機内臓 ブレーキを含む)	磨耗	摩耗限界を超えていなければよい。(油圧押し上式:厚3mm、電動機:2万回)	測定	
		隙間	規定以内であればよい。(油圧押し上式:約0.8mm、電動機:0.4～0.8mm)	測定	
		損傷	ライニングに割れ、傷、剥離がなければよい。	目視	
	取付ボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視、打診	
軸受部	軸受部	回転状態	正常に回転していればよい。	目視	
		過熱	測定温度－周囲温度＝40℃以下ならよい。	触診	
		給油状態	正常な給油状態であればよい。	目視	
		摩耗	運転時軸の心振れが0.3mm以内ならよい。	測定	
	取付ボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視、打診	
軸継手	軸継手	芯狂い	著しい芯振れや異常音がなければよい。	目視、聴覚	
		ギヤの磨耗	著しい磨耗がなければよい。	目視	
		給油	歯面に十分補給されていればよい。	目視	
シーブ	シーブ	清掃状況	ゴミ異物が付着していなければよい。	清掃	
		回転状況	円滑に作動していればよい。	目視	
		損傷、磨耗	亀裂やみぞ部に著しい摩耗がなければよい。	目視	
	シーブ軸および軸受け	損傷、磨耗	目視で損傷及び摩耗がなく、開閉の操作中異常がなければよい。	目視	
		給油状態	著しい汚れ、乳白色がなく軸受部からにじむ程度であればよい。	目視	
ドラム	ドラム巻胴	清掃状況	ゴミ異物が付着していなければよい。	清掃	
		磨耗、損傷	亀裂やみぞ部に著しい摩耗がなければよい。	目視	
	軸	曲がり、損傷	曲がり、損傷がなければよい。	目視	
		磨耗・隙間	歯面に磨耗、傷がなければよい。	目視・測定	
	開放歯車	歯当り、かみあい、歯こぼれ	PCD付近で歯筋方向に70%以上の当りがあればよい。(80%以上が理想)	目視・測定	
		異音(音響)	異常音がなければよい。	聴覚	
		バックラッシュ	JIS 4級であればよい。(M＝16:0.41～1.63)	測定	
		給油状態	歯の当り面の油気が欠乏してはならない。	目視	
安全装置	開度計	作動	作動がスムーズであればよい。(定期整備時:実揚程と表示が一致していればよい。)	目視	
		盤面のくもり	前面透視板の透明度が良好であればよい。	動作確認	
	制限開閉器	作動	正常に作動していればよい。	動作確認	
		駆動チェーンの損傷	チェーン切れ、リンク変形、発錆がなければよい。	動作確認	
	リミットスイッチ類	作動	正常に作動していればよい。	目視	
ワイヤーロープ	ワイヤーロープ	ごみ・異物の付着	ゴミ、砂等がロープに付着していなければよい。	目視・清掃	対象外
		給油状態	ロープ表面に油気(触ってベタベタする程度)があればよい。	目視・清掃	
		素線切れ	ストランド1ピッチ間に素線の10%以上素線切れがあってはならない。	目視	
		変形、発錆	ストランドン又は素線が不規則に錆び出したもの。部分的に錆状になったもの。キンクしたもの、折れ、錆があってはならない。	目視	
		磨耗	ロープ呼線径の7%以内の細りであること。	測定	
	ロープ端末	ロックナットのゆるみ	ダブルナットがゆるんでいなければよい。	目視	
		ロープ長さ、ゆるみ	ゲート下限時において左右のロープのゆるみが適正かつ同程度であればよい。 ドラムから出ているロープをゆすり、振れ幅が20～30cm程度ならよい。	目視	
		ソケットの損傷	割ピンが正規に付いていればよい。	目視	
集中給油	給油ポンプ	作動	ポンプハンドルを2～3回往復操作して、圧力が発生すればよい。	目視	
	グリース	適正、量	推奨銘柄のグリースが規定量入っていればよい。	目視	
	分配弁	損傷	各部位に充分供給されていればよい。 弁上部ノックが作動すればよい。	目視	
	配管、 그리스ニッフル	作動、損傷	配管のつぶれ、クランプの外れ、油漏れがなければよい。	目視	
機械台	機械台、カバー類	損傷、変形	変形、損傷がなければよい。特に回転物との接触または接触の危険性がなければよい。	目視	
	取付ボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視、打診	

※1 洪水吐制水門1号と魚道調節門は機側操作盤を併用している。

洪水吐制水門2号 ゲート点検要領

機側操作盤点検項目（魚道調節門の機側操作設備も含む）

装置区分	点検項目	点検内容	判断の基準	点検方法	備考
機側操作盤	盤外装	清掃状況	窓ガラスなどの汚れがなければよい。	清掃	
		損傷、腐食	窓ガラスなどの破損、外板の錆がなければよい。	目視	
	取付ボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視	
	盤内の状態	異物、悪臭、汚損	異物、悪臭、汚損がなければよい。	目視	
		腐食、部品の変色	錆、部品の変色がなければよい。	目視	
		内部乾燥の確認	内部が乾燥していればよい。	目視	
	電源電圧	電圧変動幅の確認	電圧変動幅が規定値に収まっていればよい。（規格値：AC200V±10%）	測定	
	表示灯	表示灯の確認	破損、汚れがなければよい。	目視	
		ランプ切れの確認	作動させて点灯すればよい。	目視	
	電圧等・電流計	標準計器と比較	標準計器（0.5級計器）と比較して、2.5%以下の誤差ならよい。	測定	
	開時計	作動確認	正常に作動していればよい。	動作確認	
	押釦・切替スイッチ	作動確認	正常に作動していればよい。	動作確認	
	電磁接触器・補助リレー	接点部の状態確認	接点が固着していなければよい。	目視	
		作動確認	作動時のうなり音などの異常音（ブザー等）がなければよい。	聴覚	
	PLC	外観チェック	機器の損傷、汚れ及び配線状態に異常がないこと。	目視	
		作動確認	ゲート運転が正常に作動すればよい。	動作確認	
	3Eリレー	作動確認	テスト釦を押して作動すればよい。	動作確認	
		ケースの変色・膨れ	ケースの変色・膨れがなければよい。	目視	
	ノーヒューズブレーカ	作動状態	テスト釦を押して作動すればよい。	動作確認	
	盤内配線	端子締付状態	ゆるみがなければよい。端子口にて振動、錆などによる断線がなければよい。	打診	
		断線、被覆の損傷	熱などで被覆が傷んでいなければよい。	目視	
	スペースヒータ	正常動作の確認	正常に作動し発熱すればよい。	動作確認	
	絶縁抵抗	絶縁抵抗測定	DC500Vメガーで5MΩ以上ならよい。	測定	
	各種インターロック	作動状態	正常に作動していればよい。	動作確認	
	総合試運転	作動試験	正常に作動していればよい。	動作確認	

洪水吐制水門3号及び4号 水門設備点検要領

開閉機点検項目

装置区分	点検項目	点検内容	判断の基準	点検方法	備考
全般	全般	外観	操作室内、開閉装置に障害物(棒、板、工具等の小物等)がないこと。 ひどい汚れ、異物の付着がないこと。	目視	
		腐食状態	目視で錆が見当たらなければよい。	目視	
油圧ユニット	油圧ポンプ	作動状態	作動がスムーズであればよい。	目視	
		過熱	異常な発熱がなければよい。(指触できる程度ならよい)	触診	
		異音(音響)	異常な音がなければよい。	聴覚	
		油温	油温計の読みで0～55度の範囲であればよい。	目視	
		空気吸込み	吐出し音、吐出し圧、吐出し量が正常であればよい。	聴覚	
		油漏れ	油漏れがなければよい。	目視	
		回転数	正規の回転数ならよい。	測定	
		吐出し量	ゲートが正規の速度で作動すればよい。	目視	
	油圧ポンプ用電動機	電流値	リリーフバルブ設定において定格電流値以下であればよい。(定格電流値:58A)	目視	
		電圧値	起動時または作動時の電圧が定格電圧の±10%以内であればよい。(定格電圧値:200V)	目視	
		過熱	異常な発熱がなければよい。(指触できる程度ならよい)	触診	
		振動	振動がなければよい。	触診	
		異音(音響)	異常な音がなければよい。	聴覚	
		絶縁抵抗	1MΩ以上ならよい。	測定	
		接触抵抗	100Ω以下ならよい。	測定	
油圧ユニット	電磁弁	作動状況	作動がスムーズであればよい。	目視	
		発熱	発熱がなければよい。	触診	
	圧力制御弁	圧力	送り側回路を閉じて、設定圧力まで上昇すればよい。	調整	
		油漏れ	油漏れがなければよい。	目視	
	バルブ類	作動状況	通常に比較して異常がなければよい。	調整	
		油漏れ	外部の油漏れがなければよい。	目視	
		発熱	発熱がなければよい。	触診	
	圧力計	作動状況	指示圧力がNO.1、NO.2で同じであればよい。	調整	
	圧力スイッチ	作動状況	設定値で作動すればよい。	調整	
	油圧値	作動中の圧力	作動中の圧力値で正常であればよい。	調整	
	ラインフィルター	目詰り	インジケーターが作動していなければよい。	清掃	
	油タンク	油量	ゲートがどの位置にあっても、作動油が油面計の最低油面線以上になればよい。	目視	
		損傷	油漏れ、腐食、亀裂がなければよい。	目視	
		タンクの清掃	異物がなければよい。	清掃	
	エアブリーザ	目詰り	異物付着による目詰りなどがなければよい。	清掃	
油圧モータ	油圧モータ	作動状態	作動がスムーズであればよい。	目視	
		油漏れ	油漏れがなければよい。	目視	
		損傷	傷、腐食、亀裂がなければよい。	目視	
油圧モータ付ブレーキ	ブレーキ	作動状況	作動がスムーズであればよい。	調整	
		汚れ	著しい汚れがなければよい。	清掃	
	ライニング	磨耗、隙間	滑りがなければよい。	測定	
		損傷	損傷がなければよい。	目視	
油圧モータ付減速	減速機	振動	異常な振動がなければよい。	触診	
		過熱	異常な発熱がなければよい。(指触できる程度ならよい)	触診	
		異音(音響)	異常な音がなければよい。	聴覚	
	潤滑油	油量	停止状態で規定量をオイルゲージで確認できればよい。	目視	
	取付けボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視、打診	
ディスクブレーキ	セーフティクランパ	作動状況	作動がスムーズであればよい。	調整	
		汚れ	油、ゴミ等の汚れ(特に制動部)がなければよい。	清掃	
	パッド	磨耗	限界ゲージが挿入できればよい。	測定	
		隙間	規定以内であればよい。(エアギャップ:2mm以下)	測定	
		損傷	ライニングに割れ、傷、剥離がなければよい。	目視	
	取付けボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視、打診	
配管	配管	油漏れ	油漏れがなければよい。	目視	
		損傷	傷、腐食、亀裂がなければよい。	目視	
軸受部	軸受部	回転状態	正常に回転していればよい。	目視	
		給油状態	正常な給油状態であればよい。	目視	
	取付けボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視、打診	
軸継手	軸継手	芯狂い	著しい芯振れや異常音がなければよい。	目視	
		ギヤの磨耗	著しい磨耗がなければよい。	目視	
		給油ポンプ	著しい汚れ、乳白色がなく軸受部からにじむ程度であればよい。	目視	
シーブ	シーブ	清掃状況	ゴミ異物が付着していなければよい。	清掃	
		回転状況	円滑に作動していればよい。	目視	
		損傷、磨耗	亀裂やみぞ部に著しい磨耗がなければよい。	目視	
	シーブ軸及び軸受	損傷、磨耗 給油状態	目視で損傷及び磨耗がなく、開閉の操作中異常がなければよい。 著しい汚れ、乳白色がなく軸受部からにじむ程度であればよい。	目視 目視	
ドラム	ドラム巻胴	清掃状況	ゴミ異物が付着しなければよい。	清掃	
		磨耗、損傷	亀裂やみぞ部に著しい磨耗がなければよい。	目視	
	開放歯車	歯当たり、噛み合い、歯こぼれ	PCD付近で歯筋方向に70%以上の当たりがあればよい。	目視	
		磨耗、隙間	歯面に磨耗、傷がなければよい。	目視	
		異音(音響)	異常音がなければよい。	聴覚	
		バックラッシ	JIS4級であればよい。(34号:0.41～1.630)	測定	
		給油状態	歯の当たり面の油気が欠乏してはならない。	取替	
		軸	曲がり、損傷	目視	
ワイヤーロープ	ワイヤーロープ	ゴミ・異物の付着	ゴミ、砂等がロープに付着していなければよい。	目視・清掃	対象外
		給油状態	ロープ表面に油気(触ってベタベタする程度)があればよい。	目視・清掃	
		素線切れ	ストランド1ピッチ間に素線の10%以上素線切れがあってはならない。	目視	
		変形、発錆	ストランドン又は素線が不規則に錆び出したもの。部分的に錆状になったもの。キンクしたもの、折れ、錆があってはならない。	目視	
		磨耗	ロープ呼線径の7%以内の細りであること。	測定	
	ロープ端末	ロックナットのゆるみ	ダブルナットがゆるんでいなければよい。	目視	
		ロープ長さ、ゆるみ	ゲート下限時において左右のロープのゆるみが適正かつ同程度であればよい。 ドラムから出ているロープをゆすり、振れ幅が20～30cm程度ならよい。	目視	
		ソケットの損傷	割ピンが正規に付いていればよい。	目視	
安全装置	開度計	作動	作動がスムーズであればよい。	目視	
	制限開閉器	作動	正常に作動していればよい。	動作確認	
	リミットスイッチ類	作動	正常に作動していればよい。	動作確認	
集中給油	給油ポンプ	作動	ポンプハンドルを2、3回往復操作して、圧力が発生すればよい。	目視	
	グリース	適正 量	推奨銘柄のグリースが規定量はいつていればよい。	目視	
	配管、グリスニップル	作動、損傷	配管のつぶれ、クランプの外れ、油漏れがなければよい。	目視	
機械台	機械台、カバー類	損傷、変形	変形、損傷がなければよい。特に回転物との接触又は接触の危険性がなければよい。	目視	
	取付けボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視、打診	

洪水吐制水門3号及び4号 水門設備点検要領

開閉機(油圧シリンダ部)点検項目

装置区分	点検項目	点検内容	判断の基準	点検方法	備考
油圧シリンダ	全般	清掃状態	ひどい汚れ、異物の付着がなければよい。	清掃	
		各バルブの状態	所定の状態になっていればよい。	目視	
		錆、塗装の状態	目視で錆、塗装の剥離が見当たらなければよい。	目視	
		シリンダ外面の水滴	シリンダ外面に著しい水滴がなければよい。	目視	
		空気抜き	空気抜き作業を行い、空気が出なければよい。	動作確認、調整	
	ピストンロッド部	塵芥の付着	ひどい汚れ、異物、塵芥の付着がなければよい。	清掃	
		すべり面の損傷	目視で錆、塗装の剥離が見当たらなければよい。	目視	
		損傷、曲がり	シリンダ外面に著しい水滴がなければよい。	目視	
		作動状態	滑らかに作動していればよい。	目視	
		発錆	目視で錆が見当たらなければよい。	目視	
	ヘッド・ロッドカバー	ボルトの弛み	目視及びテストハンマにより打診してゆるみがなければよい。	目視、打診	
	外部油漏れ	ロッドパッキン部	油漏れがなければよい	目視	
		ヘッド側フランジ部		目視	
		ロッド側フランジ部		目視	
		配管接続部		目視	
	内部油漏れ	扉体のずり落ち量	著しいずり落ち(ずり落ち補正が頻繁に作動)がなければよい。	測定	
	スティックスリップ、ビビリ等	振動、異常音	目視、聴診で振動、異常音を感じなければよい。	聴覚、目視	
	軸受部	回転状態	操作中に滑らかに回転していればよい。	目視	
		損傷、摩耗	目視で損傷及び摩耗がなければよい。	目視	

機側操作盤点検項目

装置区分	点検項目	点検内容	判断の基準	点検方法	備考
機側操作盤	盤外装	清掃状況	窓ガラスなどの汚れがなければよい。	清掃	
		損傷、腐食	窓ガラスなどの破損、外板の錆がなければよい。	目視	
	取付ボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視、打診	
	盤内の状態	異物、悪臭、汚損	異物、悪臭、汚損がなければよい。	目視	
		腐食、部品の変色	錆、部品の変色がなければよい。	目視	
		内部乾燥の確認	内部が乾燥していればよい。	目視	
	電源電圧	電圧変動幅の確認	電圧変動幅が規定値に収まっていればよい。	測定	
	表示灯	表示灯の確認	破損、汚れがなければよい。	目視	
		ランプ切れの確認	作動させて点灯すればよい。	目視	
	電圧計・電流計	標準計器と比較	標準計器(0.5級計器)と比較して、2.5%以下の誤差ならよい。	測定	
	開度計	作動確認	正常に作動していればよい。	動作確認	
	押釦・切替スイッチ	作動確認	正常に作動していればよい。	動作確認	
	電磁接触器・補助リレー	接点部の状態確認	接点が固着していなければよい。	目視	
		作動確認	作動時のうなり音などの異常音(ブザー等)がなければよい。	聴覚	
	PLC	外観チェック	機器の損傷、汚れ及び配線状態に異常がないこと。	目視	
		作動確認	ゲート運転が正常に作動すればよい。	動作確認	
	3Eリレー	作動確認	テスト釦を押して作動すればよい。	動作確認	
		ケースの変色・膨れ	ケースの変色・膨れがなければよい。	目視	
	ノーヒューズブレーカ	作動状態	テスト釦を押して作動すればよい。	動作確認	
	盤内配線	端子締付状態	ゆるみがなければよい。端子口にて振動、錆などによる断線がなければよい。	打診	
		断線、被覆の損傷	熱などで被覆が傷んでいなければよい。	目視	
	スペースヒータ	正常動作の確認	正常に作動し発熱すればよい。	動作確認	
	絶縁抵抗	絶縁抵抗測定	DC500Vメガーで5MΩ以上ならよい。	測定	

洪水吐制水門5号 ゲート点検要領

扉体点検項目

装置区分	点検項目	点検内容	判断の基準	点検方法	備考
全般	全般	外観、清掃状態	1. 扉体内、水密部、ローラ部、及び戸溝内に流木ごみ・土砂等がなければよい。 2. ひどい汚れ、ロープ油等の付着がなければよい	目視	
		腐食状態	目視で錆が見当たらなければよい	目視	
		振動	操作中に異常な振動がなければよい	目視	
		異常音	操作中に異常音がなければよい	聴覚	
		片吊り	開閉に支障がなければよい。ゲート左右の天端の差が10mm程度ならよい	目視、測定	
		溶接の割れ	目視でわれがなければよい	目視	
受圧部	ダイヤフラム	たわみ、変形	異常なたわみ及び、変形がなければよい	目視	
	水平桁	たわみ、変形	異常なたわみ及び、変形がなければよい	目視	
	スキンプレート等	変形	広範囲の緩い変形で板厚の1/2以内ならよい	目視、測定	頂板、背面板、底板を含む
		板厚の減少	板厚が規定(−10%)以内であればよい	測定	
		水抜き穴	板厚が規定(−10%)以内であればよい	清掃	
その他	整流板	変形	広範囲の緩い変形で板厚の1/2以内ならよい	目視、測定	
支承部	主ローラ	回転状況	正常に回転していればよい	目視	
		損傷、摩耗	目視で損傷及び摩耗がなく、開閉の操作中異常がなければよい	測定	
	主ローラ軸および軸受け	損傷、摩耗	目視で損傷及び摩耗がなく、開閉の操作中異常がなければよい	測定	
		給油状態	正常な給油状態であればよい	目視	
その他	サイドローラー	回転状況	正常に回転していればよい。	目視	
		損傷、摩耗	目視で損傷、摩耗がなく、開閉の操作中異常がなければよい。	目視	
	サイドローラー軸及び軸受け	損傷、摩耗	目視で損傷、摩耗がなく、開閉の操作中異常がなければよい。	目視	
		給油状態	正常な給油状態であればよい。	目視	
	スプリング	損傷、摩耗	目視で損傷、摩耗がなく、開閉の操作中異常がなければよい。	目視	
		回転状況	正常に回転していればよい。	目視	
	シーブ	損傷、摩耗	目視で損傷、摩耗がなく、開閉の操作中異常がなければよい。	目視	
		損傷、摩耗	目視で損傷、摩耗がなく、開閉の操作中異常がなければよい。	目視	
	シーブ軸及び軸受け	損傷、摩耗	目視で損傷、摩耗がなく、開閉の操作中異常がなければよい。	目視	
		給油状態	正常な給油状態であればよい。	目視	
水密部	シーブカバー	変形	著しい変形がなければよい。	目視	
		漏水	著しい漏水がなければよい。	目視	
	水密ゴム	損傷、老化、変形	目視で劣化、変形、異常がなければよい。	目視	
		押え金具	目視で変形、傷がなければよい。	目視	
	ボルトナット	ゆるみ、脱落	目視及びテストハンマーにより打診して、ゆるみがなければよい。	目視・打診	
その他	配管・グリスニップル	損傷	目視及びテストハンマー(木槌)により打診して、破損、接続不良がなければよい。	目視・打診	
	グリース	給油状態	各部にグリースガンでスムーズに給油できればよい。	目視	

戸当金物点検項目

装置区分	点検項目	点検内容	判断の基準	点検方法	備考
全般	全般	外観・清掃状態	水密部、ローラ踏面及び戸溝内に流木、ごみ、土砂等がなければよい。 ひどい汚れ、ロープ油等の付着がなければよい。	目視	
		腐食状態	目視で錆が見当たらなければよい。	目視	
		溶接の割れ	目視でわれがなければよい。	目視	
取外部	主ローラーレール	損傷、変形	1.目視で損傷がなければよい。	目視	
	サイドローラーレール	損傷、変形	2.ゲートの荷重に支障がなければよい。		
	レールサポート	損傷、変形	3.荷重を均一に受けていればよい。		
	ボルトナット	ゆるみ、脱落	目視及びテストハンマーにより打診して、ゆるみがなければよい。	目視・打診	
埋設部	主ローラーレール	損傷、変形	1.目視で損傷がなければよい。	目視	
	補助ローラーレール	損傷、変形	2.ゲートの荷重に支障がなければよい。		
			3.荷重を均一に受けていればよい。		
	敷金物	損傷、変形	1.目視で損傷がなければよい。	目視	
	側部水密板	損傷、変形	2.水密に支障がなければよい。		
			3.荷重を均一に受けていればよい。		

洪水吐制水門5号 ゲート点検要領

開閉機点検項目

装置区分	点検項目	点検内容	判断の基準	点検方法	備考
全 般	全 般	外 観	操作室内、開閉装置に障害物(棒、板、工具等の小物等)がないこと。 ひどい汚れ、異物の付着がないこと。	目視	
		腐食状態	目視で錆が見当たらなければよい。	目視	
油圧ユニット	油圧ポンプ	作動状態	作動がスムーズであればよい。	目視	
		過熱	異常な発熱がなければよい。(指触できる程度ならよい)	触診	
		異音(音響)	異常な音がなければよい。	聴覚	
		油温	油温計の読みで0～55℃の範囲であればよい。	目視	
		空気吸込み	吐出音、吐出圧、吐出量が正常であればよい。	聴覚	
		油漏れ	油漏れがなければよい。	目視	
		回転数	正規の回転数ならよい。	測定	
		吐出量	ゲートが正規の速度で作動すればよい。	目視	
	油圧ポンプ用電動機	電流値	リリーフバルブ設定値において定格電流値以下であればよい。(定格電流値:43A)	目視	
		電圧値	起動時または作動時の電圧が定格電圧の±10%以内であればよい。(定格電圧値:200V)	目視	
		過熱	異常な発熱がなければよい。(指触できる程度ならよい)	触診	
		振動	振動がなければよい。	触診	
		異音(音響)	異常な音がなければよい。	聴覚	
		絶縁抵抗	1MΩ以上ならよい。	測定	
		接触抵抗	100Ω以下ならよい。	測定	
	電磁弁	作動状況	作動がスムーズであればよい。	目視	
		発熱	発熱がなければよい。	触診	
	圧力制御弁	圧力	送り側回路を閉じて、設定圧力まで上昇すればよい。	調整	
		油漏れ	油漏れがなければよい。	目視	
	バルブ類	作動状況	通常に比較して異常がなければよい。	調整	
		油漏れ	外部の油漏れがなければよい。	目視	
		発熱	発熱がなければよい。	触診	
	圧力計	作動状況	指示圧力がNo.1、No.2で同じであればよい。	調整	
	圧力スイッチ	作動状況	設定値で作動すればよい。	調整	
	油圧値	作動中の圧力	作動中の油圧値が正常であればよい。	調整	
	ラインフィルター	目づまり	インジケーターが作動していないければよい。	清掃	
	油タンク	油量	ゲートがどの位置にあっても、作動油が油面計の最低油面線以上になればよい。	目視	
		損傷	油漏れ、腐食、亀裂がなければよい。	目視	
	エアブリーザ	目づまり	異物付着による目づまりなどがなければよい。	清掃	
油圧モータ	油圧モータ	作動状態	作動がスムーズであればよい。	目視	
		油漏れ	油漏れがなければよい。	目視	
		損傷	傷、腐食、亀裂がなければよい。	目視	
ブレーキ 油圧モータ付	ブレーキ	作動状況	作動がスムーズであればよい。	調整	
		汚れ	著しい汚れがなければよい。	清掃	
	ライニング	磨耗、隙間	滑りがなければよい。	測定	
		損傷	損傷がなければよい。	目視	
減速機 油圧モータ付	減速機	振動	異常な振動がなければよい。	触診	
		過熱	異常な発熱がなければよい。(指触できる程度ならよい)	触診	
		異音(音響)	異常な音がなければよい。	聴覚	
	潤滑油	油量	停止状態で規定量をオイルゲージで確認できればよい。	目視	
	取付ボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視、打診	
ディスクブレーキ	セーフティクランパ	作動状況	作動がスムーズであればよい。	調整	
		汚れ	油、ごみ等の汚れ(特に制動部)がなければよい。	清掃	
	パッド	磨耗	限界ゲージが挿入できればよい。	測定	
		隙間	規定以内であればよい。(エアギャップ:2mm以下)	測定	
		損傷	ライニングに割れ、傷、剥離がなければよい。	目視	
	取付ボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視、打診	
配管	配 管	油漏れ	油漏れがなければよい。	目視	
		損傷	傷、腐食、亀裂がなければよい。	目視	
軸受部	軸受部	回転状態	正常に回転していればよい。	目視	
		給油状態	正常な給油状態であればよい。	目視	
	取付ボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視、打診	
軸継手	軸継手	芯狂い	著しい芯振れや異常音がなければよい。	目視、聴覚	
		ギヤの磨耗	著しい磨耗がなければよい。	目視	
		給油	歯面に十分補給されていればよい。	目視	
シーブ	シーブ	清掃状況	ゴミ異物が付着していないければよい。	清掃	
		回転状況	円滑に作動していればよい。	目視	
		損傷、磨耗	亀裂やみぞ部に著しい摩耗がなければよい。	目視	
	シーブ軸および軸受け	損傷、磨耗	目視で損傷及び摩耗がなく、開閉の操作中異常がなければよい。	目視	
		給油状態	著しい汚れ、乳白色がなく軸受部からにじむ程度であればよい。	目視	
ドラム	ドラム巻胴	清掃状況	ゴミ異物が付着していないければよい。	清掃	
		磨耗、損傷	亀裂やみぞ部に著しい摩耗がなければよい。	目視	
	開放歯車	歯当り、かみあい、歯こぼれ	PCD付近で歯筋方向に70%以上の当りがあればよい。	目視	
		磨耗、隙間	歯面に摩耗、傷がなければよい。	目視	
		異音(音響)	異常音がなければよい。	聴覚	
		バックラッシ	JIS 4級であればよい(5・6号:0.41～1.630)。	測定	
		給油状態	歯の当り面の油気が欠乏してはならない。	目視	
	軸	曲がり、損傷	曲がり、損傷がなければよい。	目視	
ワイヤーロープ	ワイヤーロープ	ごみ・異物の付着	ゴミ、砂等がロープに付着していないければよい。	目視・清掃	ワイヤーロープ油増塗に計上
		給油状態	ロープ表面に油気(触ってベタベタする程度)があればよい。	目視・清掃	
		素線切れ	ストランド1ピッチ間に素線の10%以上素線切れがあってはならない。	目視	
		変形、発錆	ストランドン又は素線が不規則に錆び出したもの。部分的に錆状になったもの。キンクしたもの、折れ、錆があってはならない。	目視	
		磨耗	ロープ呼称径の7%以内の細りであること。	測定	
	ロープ端末	ロックナットのゆるみ	ダブルナットがゆるんでいなければよい。	目視	
		ロープ長さ、ゆるみ	ゲート下限時において左右のロープのゆるみが適正かつ同程度であればよい。 ドラムから出ているロープをゆすり、振れ幅が20～30cm程度ならよい。	目視	
		ソケットの損傷	割ピンが正規に付いていればよい。	目視	
安全装置	開度計	作動	作動がスムーズであればよい。	目視	
		メッセンジャワイヤの損傷	素線切れ、変形、発錆がなければよい。	動作確認	
	制限開閉器	作動	正常に作動していればよい。	動作確認	
		リミットスイッチ類	正常に作動していればよい。	目視	
集中給油	給油ポンプ	作動	ポンプハンドルを2～3回往復操作して、圧力が発生すればよい。	目視	
	グリース	適正、量	推奨銘柄のグリースが規定量入っていればよい。	目視	
	配管、クリップ	作動、損傷	配管のつぶれ、クランプの外れ、油漏れがなければよい。	目視	
機械台	機械台、カバー類	損傷、変形	変形、損傷がなければよい。特に回転物との接触または接触の危険性がなければよい。	目視	
		取付ボルト	ゆるみ、脱落	目視、打診	

洪水吐制水門5号 ゲート点検要領

機側操作盤点検項目

装置区分	点検項目	点検内容	判断の基準	点検方法	備考
機側操作盤	盤外装	清掃状況	窓ガラスなどの汚れがなければよい。	清掃	
		損傷、腐食	窓ガラスなどの破損、外板の錆がなければよい。	目視	
	取付ボルト	ゆるみ、脱落	ゆるみ、脱落がなければよい。	目視、打診	
	盤内の状態	異物、悪臭、汚損	異物、悪臭、汚損がなければよい。	目視	
		腐食、部品の変色	錆、部品の変色がなければよい。	目視	
		内部乾燥の確認	内部が乾燥していればよい。	目視	
	電源電圧	電圧変動幅の確認	電圧変動幅が規定値に収まっているればよい。(規定値:AC200V±10%)	測定	
	表示灯	表示灯の確認	破損、汚れがなければよい。	目視	
		ランプ切れの確認	作動させて点灯すればよい。	目視	
	電圧計・電流計	標準計器と比較	標準計器(0.5級計器)と比較して、2.5%以下の誤差ならよい。	測定	
	開度計	作動確認	正常に作動していればよい。	動作確認	
	押釦・切換スイッチ	作動確認	正常に作動していればよい。	動作確認	
	電磁接触器・補助リレー	接点部の状態確認	接点が固着していなければよい。	目視	
		作動確認(バツキ、ウナリ)	作動時のうなり音などの異常音(ブザーのような)がなければよい。	聴覚	
	PLC(シーケンサ)	外観チェック	機器の損傷、汚れ及び配線状態に異常が無いこと。	目視	
		作動確認	ゲート運転が正常に作動すれば良い。	動作確認	
	3Eリレー	作動確認	テスト釦を押して作動すればよい。	動作確認	
		ケースの変色・フクレ	ケースが変色・フクレがなければよい。	目視	
	ノーヒューズブレーカ	作動状態	テスト釦を押して作動すればよい。	動作確認	
	盤内配線	端子締付状態	ゆるみがなければよい。端子口にて振動、錆などによる断線がなければよい。	打診	
		断線、被覆の損傷	熱などで被覆が傷んでいなければよい。	目視	
	スペースヒーター	正常動作の確認	正常に作動し発熱すれば良い。	動作確認	
	絶縁抵抗	絶縁抵抗測定	DC500Vメガーで5MΩ 以上ならよい。	測定	
	各種インターロック	作動状態	正常に作動していればよい。	動作確認	
	総合試運転	作動試験	正常に作動していればよい。	動作確認	

設 備 不 具 合 一 覧

本工事の対象設備においては以下の不具合が生じている。

設備名称	設備の不具合	発生する状況
洪水吐制水門 2 号	ロープ弛み	全閉からの開扉操作毎に発生
洪水吐制水門 3 号	漏油、ロープ弛み	月次点検時に毎回微量の漏油を確認 発生頻度は少ないが開扉・閉扉操作に 関係なくロープ弛みが発生
洪水吐制水門 4 号	片吊り、ロープ弛み	開扉・閉扉操作に関係なく発生してい るが、閉扉操作時の全閉直前に異常が 発生することが多い。
洪水吐制水門 5 号	漏油	月次点検時に毎回微量の漏油を確認